

**全国共通**

平成19年6月20日施行

特定工程	《 法第7条の3第1項第一号、令第11条 》
階数が3以上である共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	
特定工程後の工程	《 令第12条 》
2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	

**京都府**

京都府告示第284号（平成28年5月11日公布） …… 平成28年6月1日施行

対象建築物	構造	特定工程	特定工程後の工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の新築の工事を行う建築物で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの （1）一戸建て住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積が50㎡を超えるものであり、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）が木造（木造とその他の構造が混合した構造を含む。）であるもの （2）法別表第1の（1）の項から（4）の項までの（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡を超えるもの	木造	木造の軸組（土台、柱、はり及び筋かいをいう。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事の工程
	鉄骨造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取付け工事、平屋のものにあつては、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付け工事、平屋のものにあつては、屋根床版のコンクリート打込み工事、壁の内装工事又は外装工事）の工程
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		

備考：

1の建築物について2以上の工区に分けて工事を行う場合にあつては、特定工程及び特定工程後の工程は、それぞれの工事ごととする。

適用除外：

法18条第1項若しくは法第85条の規定の適用を受ける建築物又は法第68条の11第1項の規定による型式部材等の製造者としての認定を受けた者により製造された型式部材等を使用した建築物については、この告示は適用しない。

